

東秩父村

村 営 住 宅 入 居 者 募 集

申 込 み の し お り

- このしおりをよくお読みになってからお申込み下さい。
- 受付は東秩父村役場産業建設課です。
- 申込書は必要書類をそろえて、募集期間内に提出して下さい。
- 郵送による申込みは出来ません。
- 原則として申込書は、本人又は村営住宅へ入居しようとする親族の方が持参して下さい。
- 申込みいただいた書類はお返しできません。

〒355-0393

埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂 634 番地

東秩父村 産業建設課

TEL 0493-82-1222(産業建設課直通)

1 あらまし

「村営住宅」は、村が国や県の補助を受けて建設し、住宅に困窮している低額所得者に低廉な家賃で賃貸する住宅です。

2 入居者資格（申込資格）

申込できる方は、次の要件を全て備えていることが必要です。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む）があること。

ア 夫婦のどちらか一方が子供と申し込む場合、現に親がありながら兄弟姉妹だけで申し込む場合等、社会通念上著しく不自然な世帯分離は除きます。

イ 婚約者で申し込む場合は、入居可能日の前日までに婚姻したことが確認できることが条件となります。

(2) 入居しようとする世帯全員の収入の総額が収入基準（月収 214,000 円）の範囲内にあること。（但し、60 歳以上 18 歳未満の方だけの世帯、障害の認定を受けている方や小学校未就学児がいる世帯等は、259,000 円以下）

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

原則として次の住宅に居住している方は、「住宅に困窮」しているとは認められません。

自己所有の住宅、住宅・都市整備公団住宅、住宅供給公社県営住宅、市町村営住宅

(4) 家賃などの支払について、確実な連帯保証人が 2 人いること。

連帯保証人は次の要件を全て満たしていること

市町村・県民税が課税され、税等の滞納がない者	村内又は近隣の市町に居住する者
連帯保証人のうち 1 人は親族であること	年齢が 70 歳未満であること
連帯保証人 2 人は同一世帯員でないこと	

(5) 税等の滞納がないこと。

(6) 入居者及びその同居者が暴力団員でないこと。

○ 収入基準早見表（特別控除がある場合は参考になりません。）

区分	現に同居し又は同居しようとする親族（本人を除く）及び遠隔地扶養者数				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
所得金額	2,948,000 円 以下	3,328,000 円 以下	3,708,000 円 以下	4,088,000 円 以下	4,468,000 円 以下

村営住宅入居に関する注意事項

- 1 入居日
 - ・村が通知する入居可能日から15日以内。
- 2 家賃
 - ・家賃は引越しの日にかかわらず、入居可能日より発生いたします。
 - ・家賃額は、世帯の収入に応じた家賃算定基礎額に、住宅の規模や立地条件、築年数などの条件が加味されて決まります。
 - ・お支払は原則として口座振替となります。口座振替依頼書を該当金融機関へ提出してください。
 - ・収入基準を超えたときは、超過割合に応じた額が加算され、申告されないと近傍同種の住宅の家賃となります。
- 3 敷金
 - ・家賃の3ヶ月分を入居説明会までに納入していただきます。
- 4 電気・電話
 - ・東京電力及びNTTの営業所にお申込みください。
- 5 ガス
 - ・プロパンガスを使用していますので、最寄の取扱店にお申込みください。
- 6 ゴミ
 - ・ゴミは指定期日及び指定場所に搬出すること。粗大ゴミについては、保健衛生課に申出て手続きをお取りください。
- 7 水道
 - ・産業建設課水道担当に水道使用異動届（開栓手数料2,000円が必要）を提出してください。
 - ・水道料金の支払は、原則として口座振替となります。口座振替依頼書を該当金融機関へ提出してください。（住宅家賃・税金等と一括で手続きできます。）
- 8 自治会（隣組）
 - ・原則として自治会（隣組）に加入し、団地内住民及び地域住民と親睦を図り、地域活動に参加してください。
- 9 共同施設（浄化槽・テレビ共同受信施設・外灯等）の維持管理
 - ・自治会（隣組）で管理しています。維持管理に要する費用の負担がありますので、詳細を団地代表者に聞いてください。

1 0 村営住宅の維持管理

- ・住宅敷地内の除草・生垣の剪定・害虫の駆除・側溝及び排水溝の清掃に努め、自己の住宅と同様に維持管理してください。

1 1 住宅修繕費用の負担

- ・消耗品・過失事故・通常の使用以外で発生した場合などにおける破損、故障などは入居者の負担で修繕していただきます。入居説明会にて負担区分表をお渡しします。

1 2 増改築

- ・増改築及び模様替えは出来ません。ただし、現状に容易に戻せるものであれば承認されることがありますので、産業建設課住宅担当へ相談ください。

1 3 住宅退去

- ・住宅を退去しようとするときは、1ヶ月前までに届け出てください。清掃を充分に行なっていただきますが、畳の表替えもしくは交換、襖の張替えの修繕もお願いすることになります。

1 4 その他

- ・団地内で犬・猫等の動物を飼育することは出来ません。

《 申込から入居まで 》

申込み資格を確認する

村営住宅に申込みするためには、一定の資格が必要です。



「申込書」の記入及び資格審査書類をそろえる

添付書類は「資格審査書類」欄を参照すること。



申し込みを行なう

申込みは公募期間中に東秩父村産業建設課へ持参する。



入居の承認

入居資格審査で合格となった場合は、「入居承認書」を交付します。



連帯保証人を付ける・敷金を納入する

村営住宅へ入居するためには、連帯保証人が二名必要です。「請書」の該当欄に連帯保証人となる方に住所、氏名等必要な事項を記入いただき、「所得の証明書」・「印鑑証明書」及び最新の「納税証明書」又は「非課税証明書」を提出してください。



入居説明会

入居に必要な説明を行ないますので必ず出席してください。



入居

入居可能日を指定しますから、可能日から15日以内に入居してください。

申込みに必要な書類

(1) 全員の方

書類の種類	書類の内容
入居申込書	必要事項をみれなく記入してください。
世帯の住民票	世帯全員で、続柄の記載のあるもの。
所得の証明書 (給与所得者 年金受給者 事業所得者)	最新の所得課税証明書。ただし、1月～5月に申し込みする方は、次の書類も提出してください。 給与所得者 → 前年分の給与所得源泉徴収表(代表印のあるもの) 事業所得者 → 前年分の収支明細書 ※所得に関する書類は、中学生以下の方を除いて全員必要です。
現在すんでいる 住宅の証明	アパート等に住んでいる方 → 賃貸契約書の写し 親族等の家に住んでいる方 → 所有権の記載のある家屋の固定資産 評価証明書
税金の滞納が ないことの証明	直近年度分の県民税・市町村民税の納税証明書又は非課税証明書 ※税金等に滞納がある場合は、入居が認められません。

(2) 該当する方

区分	書類の名称
母子(父子)世帯	戸籍謄本(親子別戸籍の場合は双方のもので、配偶者の死亡等が確認できるもの)
障害者の方	身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は、精神障害の障害年金給付の証明書、みどりの手帳の写し等
平成25年1月2日以降に 現在の職場に就職した方	給与支払証明書
平成25年1月2日以降に 自営業を開業した方	税務署長に提出した開業届の控・収支明細書
平成25年1月2日以降に 退職し現在無職の方	雇用保険資格者証の写し又は、退職証明書(勤務先の代表者等が証明したもの)
平成24年11月以降に、新 に年金の受給権を取得し た方	年金証書及び年金支払通知書の写し
現在婚約中の方	婚約の証明書(住民票は両者のものが必要)

※その他必要に応じて、他の書類を提出していただくことがあります。